

狭山市森林整備計画書

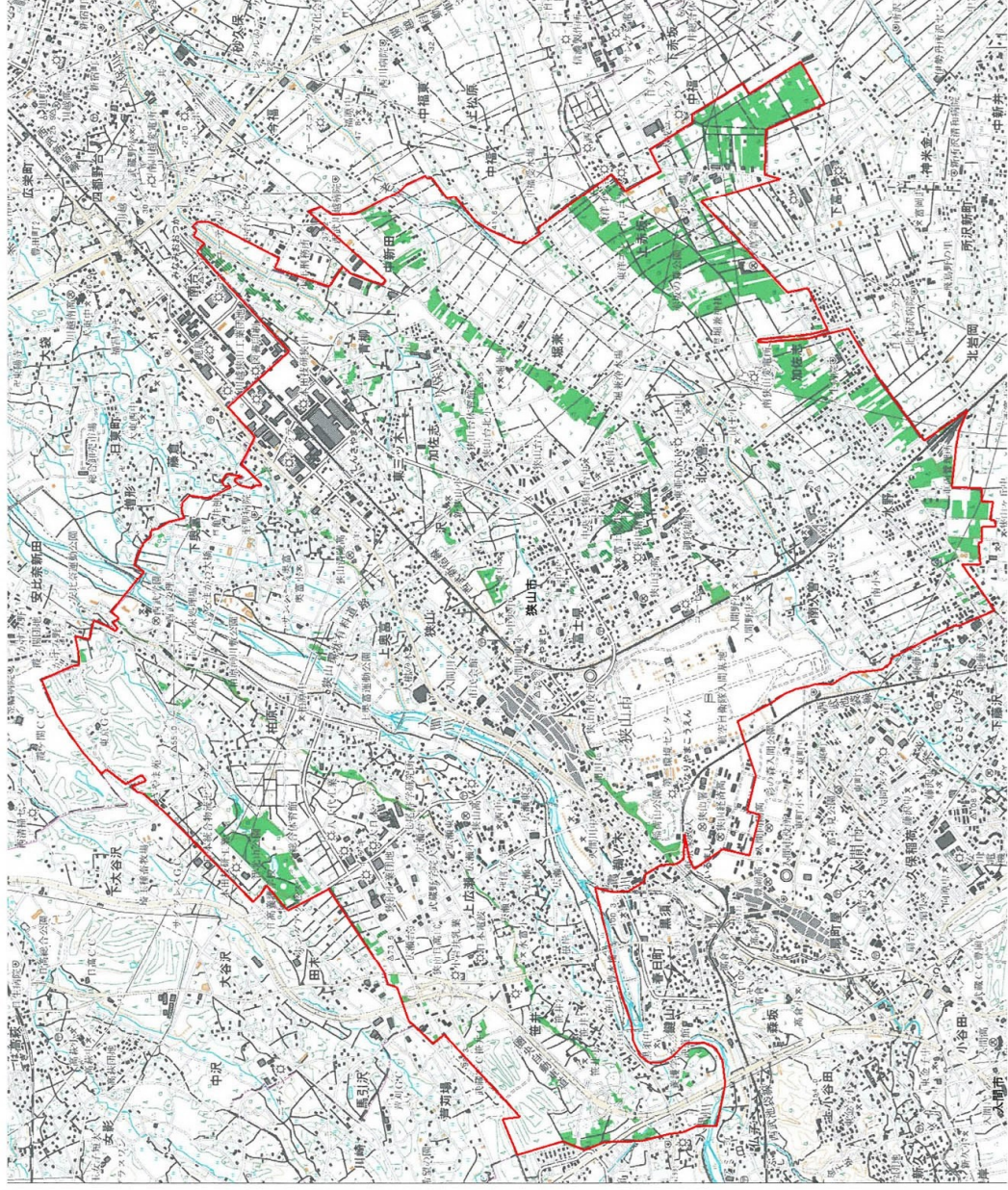
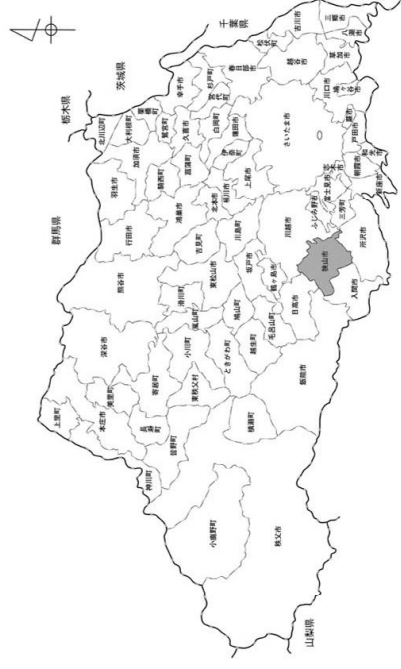
令和5年3月

計画期間

自 令和 5年 4月 1日
至 令和15年 3月31日

埼玉県
狭山市

狭山市位置図



凡例

市町村界



森林



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
II	森林の整備に関する事項	2
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	2
1	樹種別の立木の標準伐期齢	2
2	立木の伐採(主伐)の標準的な方法	3
第2	造林に関する事項	4
1	人工造林に関する事項	4
2	天然更新に関する事項	5
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	7
4	その他必要な事項	7
5	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止 又は造林をすべき旨の命令の基準	7
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び 保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	8
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	8
2	保育の種類別の標準的な方法	8
3	その他必要な事項	9
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	9
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	9
2	その他必要な事項	11
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	11
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	11
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の 拡大を促進するための方策	11

3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	11
III	森林の保護に関する事項	12
第1	鳥獣害の防止に関する事項	12
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	12
2	その他必要な事項	12
第2	森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防	
	その他の森林の保護に関する事項	12
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	12
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)	12
3	林野火災の予防の方法	12
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	13
1	保健機能森林の区域	13
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採	
	その他の施業の方法に関する事項	13
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	13
V	その他森林の整備のために必要な事項	14
1	森林経営計画の作成に関する事項	14
2	森林の総合利用の推進に関する事項	14
3	住民参加による森林の整備に関する事項	15
4	その他必要な事項	15
	別表1	15

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、埼玉県の西南部に位置し、総面積4,8994haで民有林は321haであり、そのうち地域森林計画対象森林は295haである。

そのほとんどは、クヌギ・コナラ等を主体とした二次林であり、スギ、ヒノキの人工林は11haであり、本市においてはみどり豊かな景観形成など、環境資源として重要な役割を果たしている。

三富地域では、これまで生活燃料資材としての利用や、落ち葉を堆肥源として利用する循環型農業により適切に管理されてきたが、生活様式の変化や農業従事者の高齢化などから森林の管理が放置される状況が今後も増加することが懸念されている。

森林は生活環境(向上)、自然環境(形成)など多面的機能をもつものであり、これらの公益的機能の重要性はますます高まっていることから、本市においても森林の積極的な整備を実施する。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

①本市においては、森林が有する多面的機能のうち、森林に快適環境形成機能の維持・発揮を主に期待しており、そのための目指すべき森林資源の姿は下記のとおりである。

- ・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く諸被害に対する抵抗力の高い森林。
- ・住宅地に近接する森林は、除伐等の保育が適切に行われ見通しが確保できるなど、快適な環境を維持している森林。
- ・三富地区を中心にした農用林として落ち葉掃き、下刈り等により適切に管理されている森林。
- ・入間川左岸斜面緑地のような貴重な緑地景観を人々に提供している森林。

②2林班(智光山公園周辺)においては保健・レクリエーション機能の維持・発揮を期待している。

そのための目指すべき森林資源の姿は下記のとおりである。

- ・身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理されている森林。

- ・多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的考え方

- ①地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

現状と課題を踏まえ、森林の有する諸機能をより高度に発揮させるため、広葉樹施業や天然生林的な保全・整備を進め、多様な森林の育成を図る。

特に堀兼地区の「堀兼・上赤坂公園」等を中心とした各種団体による体験落ち葉掃き、下刈り等の活動を支援していく。また、イベント等を開催し、これら活動を通じて環境教育、健康づくりの場としての活用を図る。

- ②保健機能等維持のためその適切な管理を推進する。

イ 森林施業の推進方策

造林・保育及び伐採に当たっては、快適な環境を維持できるように伐採や保育の方法に十分考慮すると共に、伐採後は必要に応じて造林を行う。

また、市内の平地林は大部分が広葉樹二次林であるが、目的樹種の成長を阻害する場合や生活環境の悪化を招く場合など必要に応じて整理伐を行う。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	その他針葉樹	クヌギ広葉樹	その他広葉樹(用材)	その他広葉樹(用材以外)
全 域	35年	40年	35年	50年	10年	55年	15年

※ 標準伐期齢は、立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林伐採を促すものではない。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐については、更新(伐採跡地(伐採により生じた無立地木地)が、再び立木地となること)を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐による。

皆伐:皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図る。

択伐:択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な割合で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるようなものとし、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整計第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

(1) 育成単層林施業

自然的条件及び多面的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所あたりの伐採の面積の規模、伐採箇所の分散に配慮する。また、林地の保全、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置する。

主伐の時期については、高齢級の人工林が増加すること等を踏まえ、多面的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環利用を考慮して、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採する。

(2) 天然生林施業

- ・ 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう、適切な伐採率、くり返し期間による。
- ・ 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採個所の分散等に配慮する。

- ・天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、クヌギ、ケヤキ、コナラ	

- ※1 スギやヒノキの造林にあたっては、花粉症対策に資するため花粉の少ないスギ等の品種とする。
- ※2 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとし、樹種の選定にあたっては、必要に応じて品種を定めるほか郷土種などにも考慮すること。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について下表の植栽本数を基礎として、地位や既往の植栽本数を勘案して仕立ての方法別に定める。

なお、大苗を用いて植栽する場合は、必要に応じて植栽本数を減ずる。

樹 種	仕 立 て 方 法	ha 当 たり 植 栽 本 数 (本)
スギ・ヒノキ 広葉樹等	疎	概ね 1, 500
	中	概ね 2, 500
	密	概ね 3, 200

- ※ 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数のうち、「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率(樹冠占有面積又は材積による率)を乗じた本数以上を植栽する。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地 拵 え の 方 法	区域内の立木・かん木・笹・雑草類は地きわから伐倒し又は刈り払うこと。
植 付 け の 方 法	植付けにあたっては、苗木の根をよくひろげ、植穴に落葉、礫等が混入しないように注意する。

植 栽 の 時 期	春植えは3月中旬～4月下旬、秋植えは9月中旬～10月下旬までに行う。 なお、秋植えをする場合は、寒害常習地を避け、苗木の取り扱いに十分注意する。
-----------	---

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復、並びに森林資源の造成を図るため、皆伐の場合は原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を、択伐の場合は原則当該伐採が終了した日を含む年度の初年度の初日から起算して5年を、それぞれ超えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新 の対象樹種	クヌギ、ケヤキ、コナラ、カエデ
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

(ア) 期待成立本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
クヌギ、ケヤキ、コナラ、カエデ	10,000 本/ha

(イ) 天然更新すべき本数

樹 種	天然更新すべき立木本数
クヌギ、ケヤキ、コナラ、カエデ	3,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

(ア) 天然下種更新

区 分	標 準 的 な 方 法
地 表 処 理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。

刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の育成が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘察し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
除伐・間伐	適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行う。

(イ) ぼう芽更新

区分	標準的な方法
更新のための伐採	11月～3月に行い、伐採位置をできるだけ地面に接したところとし、切り口は平滑にやや傾斜させて水切りをよくする。
ぼう芽の発生が良好でない場合	ぼう芽の発生が良好でない場合には、目的樹種を植栽するものとし、植付けは人工造林に準じて行う。
下刈り	1～3年目に行う。
ぼう芽整理 (芽かき)	ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする。
除伐	除伐は、目的樹種以外の不用木及び劣勢木を対象とし、5年生前後に実施するが、不用木の除去により林冠に穴があく場合は、目的樹種の生育を妨げない程度に整理する。

ウ 伐採跡地の天然更新完了を確認する方法

更新完了の目安として、後継樹の密度はha当たり 3,000 本以上成立している状態とする。後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が30cm以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。

(埼玉地域森林計画区における天然更新完了基準による)

なお、更新が完了していない場合は、植栽及び更新補助作業により確実な更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

- ・ 現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面
上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 その他必要な事項

造林については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じ、適切な更新方法を選択すること。

特に、天然更新による場合は、現地の状況を十分確認し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林又は公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林においては、人工造林によること。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図る。

5 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

樹 種	期 待 成 立 本 数
クヌギ、コナラ等	10,000 本/ha

更新については、下表の本数以上を植栽等により確実に更新する。

更 新 す べ き 本 数
3,000 本/ha

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐については、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う。材積に係る伐採率が35%以下、かつ、伐採後一定期間内に林冠がうっ閉するよう行う。

間伐に当たっては、適切な伐採率により繰り返し行うものとし、平均的な間伐の実施時期の間隔は、標準伐期齢未満においては10年、標準伐期齢以上にあつては15年を目安とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 育成単層林

ア 下刈り

造林木の成長状況、雑草木の繁茂の状況により適期に必要な最小限実施する。

刈払いは、筋刈・坪刈を原則とし、雑草木の繁茂が著しい場合は全刈りする。

下刈り終了時の目安は、大部分の造林木が周辺の植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

イ つる切り

つる切りは、つるの繁茂状況により、造林木の育成に支障とならないように、適切に行う。

ウ 除伐

除伐は、目的樹種と周辺植生の競合時期に実施する。

実施に当たっては、植栽木のほか、将来活用が期待される有用天然木の育成、林地保全等に配慮し、現地の実態に即した施業を行う。

エ 枝打ち

枝打ちは、間伐作業の効率化等の他、製品価値の高い良質材の生産を目的とし、対象樹木の形質を鑑み、投資効率を考慮して実施する。

(2) 育成複層林(下木を植栽する場合)

ア 下層木の下刈り・つる切り・除伐

植栽木の生育状況、植生の状態及び気象条件等、現地の実態に即した効率的な作業を適期に行う。

イ 上層木の枝払い

下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて、上層木の枝払いを行う。

(3) 育成複層林(下木を植栽しない場合)

ア 下狩り

雑草木の成長が旺盛で目的樹種の生育を妨げる場合、雑草木の繁茂状況を見ながら、必要に応じた下刈り(坪刈又は筋刈)を行う。

イ 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、適切な芽かき作業を行う。

ウ つる切り

目的樹種の成長の妨げとなるつる類を、必要に応じて除却する。

エ 除伐

幼齢期には他の広葉樹と密生競合させることが必要であり、必要に応じて形質不良木のみを除伐する。

3 その他必要な事項

森林法第10条の10に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要があるものについて、当該森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して勧告を行う。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなして

いる森林、三富地域を中心とした農用林として落ち葉掃き等適切に管理されている森林、入間川等河川や市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等別表1に定める。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

また、三富地域を中心とした各種団体や市民の協力により住民参加が期待できる森林施業を推進する。

この公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることが出来ないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定まるものとし、主伐を行う伐齢期の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

また、森林区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業をすべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	その他 針葉樹	クヌギ 広葉樹	その他 広葉樹 (用材)	その他 広葉樹 (用材以外)
全 域	70年	80年	70年	100年	20年	110年	30年

※ 標準伐期齢のおおむね2倍を伐期齢の下限とする。

(2) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

紅葉等の優れた森林美を有する森林であって散策、キャンプ等の保健・レクリエーション機能や森林教育及び文化機能の発揮が特に求められる森林等。別表1に定める。

イ 森林施業の方法

(1)イに同じ。

2 その他必要な事項

生物多様性の保全に全域的に配慮する。なお、ゾーンごとに施業が定められているが、保安林については、保安林指定施業要件に従った施業が優先される。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

意欲ある森林所有者・いるま野農業協同組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進める。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期施業委託等、森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんなどを推進することにより、森林の施業又は経営の受託等による規模拡大の促進を図る。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等の実施にあたっては、森林施業や木竹の販売、森林の保護等の森林の経営を長期にわたり行うことができることなどを定めた委託契約書等を委託者との間で締結するよう努める。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - (1) 区域の設定 設定なし
 - (2) 鳥獣害の防止の方法 該当なし
- 2 その他必要な事項 なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害の続いている箇所に対しては引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ被害については、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の拡大防止を図る。

(2) その他

森林病虫害等による被害の拡大防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、埼玉県及び森林所有者等と連携しながら被害対策を図る。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

被害防止に向け、森林所有者等と協力して行うものとし、また、野生鳥獣との共存にも配慮した整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災予防の広報活動や消防機関との連携を図るとともに、森林巡視を適時適切に行う。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在	森林の林種別面積 (ha)						備 考
	合 計	人工林	天然林	無立木地	竹 林	その他	
2林班 (智光山公園周辺)	19.90	0	19.90	0	0	0	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施 業 の 方 法
造 林	伐採後は速やかに、植栽又は更新作業を行うこととし、原則として2年以内に更新を完了する。 植栽は、景観を維持・向上する樹種を中心とした広葉樹を育成し、出来るだけ多様な樹種構成となるよう配慮する。
保 育	これらの森林の立木を主伐として伐採した時は、原則として伐採後2年以内に植栽し、健全で森林構成が多様な森林の育成を図っていく。 また、鳥獣の生息、繁殖、安全に支障がないように配慮し、生態系の維持に努める。
伐 採	択伐を原則とする。
そ の 他	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備
遊歩道、休憩施設等を整備する。

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高(m)	備 考
広葉樹	15	

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画する。

ア IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

イ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

ウ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区 域	林 班	区域面積 (ha)
全 域	1林班 ~ 18林班	295ha

2 森林の総合利用の推進に関する事項

農業利用されている森林や、保護地区として「埼玉ふるさと緑の景観地」等に指定されている森林については、行政が主体となって保全等に努める。

特に「智光山公園」、「堀兼・上赤坂公園」、「くぬぎ山」周辺については、生態系の保全、住民の憩いの場、及び景観地としての機能を考慮しながら森林の諸機能を発揮させるよう保全整備に努める。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状(参考)		将 来		対 図 番 号
	位置	規 模	位置	規 模	
智光山公園	柏原	53.8ha	—	—	▽ 1
堀兼・上赤坂公園	堀兼	5.0ha	—	—	▽ 2

3 住民参加による森林の整備に関する事項

森林の維持管理に関する啓発活動を進めていくとともに、「さんとめねっと」等、各種団体の参加による体験落ち葉掃き、下刈り等の実施による維持、管理活動を支援し、良好な森林の状態が保たれるよう推進する。

4 その他必要な事項

三富地域の循環型農業と三富ブランドの確立の推進を支援すると共に、森林経営計画の推進を支援する。

別表1

公益的機能別施業森林の区域

区 分		森 林 の 区 域	面 積(ha)
①	快適環境形成機能 維持増進森林	全域(1林班～18林班)	295ha
②	保健機能維持増進 森林	2林班(1小班～94小班)	28ha